

令和4年第10回農業委員会総会会議録

令和4年第10回船橋市農業委員会総会を令和4年10月7日午後3時00分船橋市役所6階602会議室に招集する。

出席委員

農業委員（14人）

小川 晃 菊池 眞夫 織戸 孝 神山 茂樹 湯浅 清春 石山 幸男 高橋 光一
土橋 博之 藤城 孝義 石井 俊郎 齋藤 教子 豊田 豊 金子 一雄 岡庭 一美

農地利用最適化推進委員（2人）

伊藤 賢司 平野 恵昭

議長	それでは、出席委員数が定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第10回の農業委員会総会を開催いたします。 事務局、傍聴人はおりますか。ある場合は、傍聴人の入室を許可します。
局長	傍聴人はおりません。
議長	それでは、まず議事録署名人でございますが、議長が指名するものとしてよろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	それでは、指名いたします。 5番、湯浅清春委員と、11番、齋藤教子委員の両名にお願いいたします。 それでは、お配りしてございます議案書の順序に従い審議に入ります。 局長。

局長
議長
石井審査班長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の1から3を上程いたします。

本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

それでは、今月4日、神山茂樹委員、平野恵昭推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。

議案書2ページ、地図1から2ページをご覧ください。

1号議案の1につきましては、高根町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約84アール、農業従事者は2名、世帯従事日数は360日、農機具を一式保有しております。

続きまして、議案書2ページ、地図3から4ページをご覧ください。

1号議案の2から3につきましては、関連議案でありますので、一括説明いたします。

1号議案の2から3につきましては、高根町に在住の譲受人が、当該農地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

経営面積は約170アールで、農業従事者は4名で、世帯従事日数は850日、農機具を一式保有しております。

以上、3議案につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、許可すべきものと思われま

以上です。

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可とすることに決しました。

局長。

局長
議長

農地法第3条許可申請について、議案第1号の4から6を上程いたします。

本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長

それでは、今月4日、石山幸男委員、伊藤賢司推進委員とともに審査いたしましたので、審査班としての所見を申し上げます。
議案書3ページ、地図5から11ページをご覧ください。

1号議案の4から6につきましては、関連議案でありますので一括説明をいたします。

1号議案の4から6につきましては、夏見7丁目に本社を置く株式会社が、当該地を賃借し、新たに農業経営を開始するものです。
農業従事者は2名を予定しており、農機具を一式保有しております。

平成21年の法改正により、農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約によれば、貸し借りが可能となったため、
本申請に解除条件を付した賃貸借契約書の写しが添付されております。

以上、1号議案の4から6につきましては、農地法第3条第2項の第2号及び第4号を除く各号に該当せず、加えて農地法第3条
第3項各号の要件を含む、許可要件を全て満たしているため、許可すべきものと思われま

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

齋藤委員。

齋藤委員

農地所有適格法人以外の法人であっても、解除条件付の契約をすれば、貸し借り可能となったことについて、詳しく事務局のほう
からお話ししていただけないでしょうか。

議長

事務局。

事務局

通常、学校法人や社会福祉法人等営利を目的としない法人や、農地所有適格法人でないとならば所有権などの権利の設定や移転が認めら
れないのですが、平成21年の農地法の改正によって、農地法第3条第3項に規定された3つの要件を満たしていれば、貸し借りに
限り一般の法人でも権利の設定が可能となりました。3つの要件というのが、1つ目が、その農地を適正に利用していないと認めら
れる場合は、使用賃借または賃貸借の解除する旨の条件が、書面による契約において記載されていること。耕作しなかったり不正に
転用したりすると、その貸し借りの契約を解除するという内容が書面による契約に記載されていることが必要となっております。今
回の申請については、解除条件を付した賃貸借契約書の写しが提出されております。

2つ目が、これらの権利を取得しようとする者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に

農業経営を行うと見込まれること。農業の維持発展に関する話し合い活動への参加や、農業水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力などが求められております。

今回の申請については、これらの地域活動に参加するという確約書が、譲受人から提出されております。また、営農計画書にも水路等清掃活動やイベントには参加したいという記載もございます。

最後に、3つ目が、これらの権利を取得しようとする者が法人である場合については、その法人の業務を執行する役員または農林水産省令で定める使用人のうち1名以上が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認めること。業務を執行する役員または使用人のうち、最低でも1名以上が、年間150日以上、農業に関わる業務に従事することが必要となってきます。

今回の申請については、代表者から農業者として常時従事する旨の辞令を受けた2名が、それぞれ150日と250日農業に従事するという条件を満たしております。

以上、3つの要件を満たしておりますので、今回の申請について、お諮りしているところになります。

議長

どうぞ。

齋藤委員

そうしますと、3つ目の要件について、今、農業者としてやっている人が関わるのか、それとも、農業をやっていないけれども、これからその人が150日働きますという誓約書等を出すのか、どちらでしょうか。

議長

事務局。

事務局

現時点では譲受人は農業者ではありません。申請書や農業経営実施計画書にて、農作業従事日数を確認しており、その中で150日、250日と記載されています。

今後、耕作していないと認められる場合は、解除付条件の契約ですので、許可を取り消すことはできます。

議長

よろしいですか。

齋藤委員

はい。もう一つ、これは法人ですけれども、個人の場合は新規就農に当たり5反要件などありますが、個人の場合と法人の場合、どう違うのでしょうか。

議長

事務局。

事務局 個人の場合でかかってくる制約、例えば5,000平方メートル耕作する必要があること、あとは農機具を一式保有していることなどの条件を全てクリアした上で、法人の場合は農地法第3条第3項の3つの要件を更にクリアしないと賃貸借ができない規定になっております。

議長 そのため、個人より法人の方が厳しくなっております。

議長 よろしいですか。

齋藤委員 はい、分かりました。

議長 ほかにご質問等。菊池委員。

菊池委員 今回は3年の契約ですけれども、途中でも契約を解除できますか。

石山委員 解除できるような附帯条件をつけています。

菊池委員 分かりました。そうすると、今の3つの条件の一つに、例えば、明らかに満たしていないということが分かった場合に、誰がそれを指摘できるのでしょうか。法的な問題だと思うので、その辺については、事務局より説明していただけますか。

議長 事務局。

事務局 今回の法人に許可を与える場合は、条件をつけることができ、農地を遊休農地化させたり、違反転用を行った場合は、その許可を取り消すことができるという条件を付すことができます。

菊池委員 許可とは、3条の貸借権の設定ですか。

事務局 はい。

今後、その法人が適正に農地を利用しているか調査して、その調査の結果、やはり適正に利用していないということが確認できた場合は、その許可を取り消すこととなります。

議長 菊池委員、いかがでしょう。

菊池委員 分かりました。どうもありがとうございました。

議長 ほかにご質問等。

石井委員 賃借権の費用は、年間いくらで貸すのですか。

議長 小川委員。

小川審査班長 1号議案の4につきましては、年間〇〇万円となっています。

議長 事務局。

事務局 1号議案の5につきましては、年間〇〇万円、1号議案6につきましては、年間〇〇万円となっています。

議長 石井委員、よろしいですか。

石井委員 はい。

議長 ほかにご質問等ございませんでしょうか。

議長 (「なし」の声あり)

議長 なければ、採決いたします。

議長 本議案につきまして、審査報告のとおり許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成多数ということで、許可とすることに決しました。

局長 局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の1から17を上程いたします。

議長 本議案につきまして、石井審査班長の報告を求めます。

石井審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議長 議案書4から7ページをご覧ください。地図12ページから15ページをご覧ください。

議長 2号議案の1から15議案につきましては、関連議案でありますので一括説明いたします。

議長 2号議案の1から15につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地55棟として転用するものです。

議長 現地は畑で、隣接地は畑、山林、宅地、雑種地及び道路となっており、周囲はブロック及び擁壁を施工、雨水は地下貯留浸透施設

を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ排水管に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。
また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関しては住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されてお

ります。
本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されてお

ります。
なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書にて確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認して

います。
農地の区分については、現地が、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性がある区域に近接していること

から、第2種農地と判断します。
議案書8ページから、地図16ページから18ページをご覧ください。

2号議案の16から17につきましては、関連議案でありますので一括説明します。

2号議案の16から17につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地8棟として転用するものです。

現地は田で、隣接地は田、雑種地及び用悪水路となっており、周囲はブロック及び擁壁を施工し、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ水路に接続することから、隣接地等への被害発生の恐れはないものと思われま

す。
また、申請地周辺に農地が存在するため、農作業に伴う生活環境への影響に関して住宅購入者に説明する旨の約束書が提出されてお

ります。
本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されてお

なお、隣接農地所有者への説明が行われており、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、全棟を建築する場合に必要な金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、飯山満駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

以上、17議案につきましては、許可相当と思われます。

以上です。

議長 ただいまの審査班長報告に対し、ご異議、ご質問等ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長 農地法第5条許可申請について、議案第2号の18から19を上程いたします。

議長 本議案につきまして、小川審査班長の報告を求めます。

小川審査班長 それでは、引き続き審査班としての所見を申し上げます。

議案書8ページ、地図19から21ページをご覧ください。

2号議案の18につきましては、宅地建物取引業の免許を有する譲受人が、当該地を取得し、都市計画法第34条第11号により、特定建築条件付売買予定地1棟として転用するものです。

現地は畑で、隣接地は宅地、雑種地及び転用済みの現況雑種地の畑となっており、周囲はブロックを施工、雨水は雨水浸透貯留槽を設置し、汚水・雑排水は合併浄化槽を設置し、それぞれ雨水管に接続することから、隣接地等への被害の発生の恐れはないと思わ

れます。

本申請は、「特定建築条件付売買予定地」であり、農地転用事業者と土地購入者との間における売買契約書の案が添付されております。

なお、隣接に農地はなく、都市計画法の手続きについては、現在申請中であります。

資力については、住宅を建築する場合に、必要となる金額を残高証明書で確認済みであり、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、二和向台駅を中心とした半径500メートル以内及び半径1キロメートル以内の宅地化率が40パーセントを超える区域に現地があるので、第2種農地と判断します。

議案書8ページ、地図22から24ページをご覧ください。

2号議案の19につきましては、市内でリサイクル処理業を営む譲受人が、金属のリサイクル作業で使用する機械等を保管するため当該地を取得し、資材置場として整備するものです。

現地は田、隣接地は用悪水路となっており、周囲は柵を施工、雨水は砕石敷きによる自然浸透とすることから、隣接地等への被害の発生の恐れはないものと思われれます。

なお、隣接地に農地はありません。

資力については、残高証明書で確認済みです。また、信用については、現在違反行為がないことを確認しています。

農地の区分については、現地在、集团的農地がおおむね10ヘクタール未満であり、市街化の可能性のある地域に近接していることから、第2種農地と判断します。

以上、2議案につきましては、許可相当と思われれます。

議長

ただいまの審査班長報告に対し、ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、審査報告のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって許可相当とすることに決しました。

局長。

局長

令和4年度第5次農用地利用集積計画について、議案第3号を上程いたします。

議長

本議案につきまして、事務局から説明を願います。

事務局

議案第3号の1から4につきましては、令和4年度第5次農用地利用集積計画についてでございます。議案書は9ページです。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項において、市は農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない旨の規定がございます。

このことにより、市長から農用地利用集積計画を作成するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありました。

1は、神保町の畑1筆、1,457平方メートルに使用貸借による権利3年、2は、神保町の畑1筆、1,983平方メートルに賃借権3年、3は、神保町の畑1筆、2,614平方メートルに賃借権3年、4は、二和西6丁目の畑2筆、計6,024平方メートルに使用貸借による権利1年、以上をそれぞれ新規に設定するものです。

事務局において、借手の経営状況等を確認調査した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしており、計画を承認することが適当であると思われま。

以上です。

議長

ただいまの事務局説明に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声がございました。それでは、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度第5次農用地利用集積計画として承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって承認することに決しました。

局長。

局長
議長
農政小委員長

令和4年度最適化活動の目標の設定等について、議案第4号を上程いたします。

本件につきまして、8月総会におきまして農政小委員会に付託した案件でございます。農政小委員長の報告を求めます。

それでは、本議案につきまして、8月の農政小委員会、9月に推進委員連絡協議会で検討を行いました。その案を基に、9月の総会終了後に開催した推進委員との合同会議において、おおむねの案を決定し、本日、総会前に農政小委員会を開催し、再度内容の確認を行い、最終案として決定いたしました。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、令和4年度の最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

本日、お手元に案をお配りしておりますので、別添様式1という資料をお手元にご用意ください。よろしいでしょうか。

1ページ目は、Ⅰ農業委員会の状況（令和4年4月1日現在）でございます。

1. 農業委員会の現在の体制につきまして、現状の農業委員の定数、実数及び推進委員の定数、担当区域数等を記載しております。

続きまして、2. 農家・農地等の概要につきましては、直近の農林業センサス等、国の統計や農水産課に確認した認定農業者数等に基づき記載しております。この表の一番下に耕地面積の記載がございます。こちらは、国の統計である耕地及び作付面積統計に基づいて、1,170ヘクタールという面積で記載しております。

続きまして、2ページ目に移りたいと思います。2ページ目からは、Ⅱ最適化活動の目標になります。

まず、1最適化活動の成果目標についての（1）農地の集積についてでございます。

①は現状及び課題の現状です。先ほど申し上げましたとおり、管内の農地面積は1,170ヘクタール、これに対して、これまでの集積面積は410.5ヘクタール、集積率は35.09パーセントでございます。

続きまして、その下、課題でございます。課題につきましては、今までと同様、上から読み上げますが、農業従事者の減少や高齢化に伴う遊休農地の増加、高齢化や後継者不足に伴い、経営規模拡大を希望する担い手が減少、新規就農や新規参入等、新たな担い手の確保が困難、農地転用に伴う農地の減少、周辺農地の転用による営農環境の悪化、小規模な農地の分散、以上の内容を記載しております。

続きまして、②具体的な目標でございます。

まず、農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記載することとなっております。

この内容につきましては、「令和4年度最適化活動の目標の設定等 農地の集積目標の設定について」という資料で説明させていただきます。

今回、この目標を設定するに当たりまして、目標の年度及び農地の集積率については、1番のタイトルのとおり、船橋市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を根拠とすることといたしました。

こちらの基本的な構想につきましては、①番のとおり、平成26年9月に策定され、②番のとおり、農用地の利用の集積に関する目標をおおむね10年先までに、43.5パーセントと設定しております。

次に、目標年度及びそれまでの集積面積、集積率、新規集積面積の目標について説明いたします。

①番、現状につきましては、繰り返しになりますが、管内の農地面積1,170ヘクタールに対し、これまでの集積面積が410.5ヘクタールでございます。よって、集積率は35.09パーセントになっております。

続きまして、②番、目標年度、集積面積、集積率でございますが、目標年度は、平成26年9月策定からおおむね10年先となりますので、令和6年度、令和7年3月末までとしました。

目標は、管内の農地面積1,170ヘクタールに対して、集積率43.5パーセント目標となりますので、集積面積の目標、令和6年度末までに509ヘクタールとなります。

では、これから509ヘクタールまでということになるので、③番、新規集積面積の目標でございますが、集積面積目標509ヘクタールに対し、これまでの集積面積、実績が410.5ヘクタール、こちらを差し引きまして、これから3か年で、目標新規集積面積は98.5ヘクタールとなります。

では、この98.5ヘクタールを今後3か年で集積するということになりますので、④番、各年度末における集積面積の目標が、およそ99ヘクタールを3か年で割りますので、令和4年度の新規集積面積の目標は33ヘクタール。ですので、集積面積目標は、現

在の410.5ヘクタールに33ヘクタールを足しまして、443.5ヘクタール。そうしますと、現在の農地面積1,170ヘクタールで割りまして、目標集積率37.9パーセント、これが令和4年度の集積面積の目標になります。

それでは、もう一度、別紙様式1の資料に戻っていただければと思います。

先ほど途中まで説明いたしましたⅡ最適化活動の目標の②の目標について、以上の説明から、農地の集積の目標年度は令和6年度、集積率は43.5パーセント、今年度の新規集積面積は33ヘクタール、よって、今年度末の集積面積累計は443.5ヘクタール、現在の農地面積が1,170ヘクタールになりますので、目標とする今年度末の集積率は37.91パーセントになります。

以上が農地の集積に関する目標となります。

続きまして、(2)番、遊休農地の解消について説明いたします。

まず、①現状及び課題についてです。

現状欄については、令和3年度利用状況調査にて判明した数値を記載しております。その結果、1号遊休農地面積は74ヘクタール、うち緑区分の遊休農地面積は31ヘクタール、うち黄区分の遊休農地面積は43ヘクタールとなっております。

課題欄については、令和3年度の課題から、田の割合を修正し、「農業者の高齢化や米の安値に伴う稲作離れ等により担い手が不足し、新たな遊休農地が発生している。本市の遊休農地は71パーセントが田である。」

と記載しております。

次に、②目標についてです。

ア、既存遊休農地の解消、a、緑区分の遊休農地の解消ですが、国の通知では、令和3年度の利用状況調査により判明した緑区分の遊休農地を、令和4年度から令和8年度までの5年間で解消することとし、令和4年度から令和8年度までに毎年度、当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標として設定するものとされています。

目標の設定に当たっては、農地として利用することが著しく困難であることが形状または性質から明らかであり、かつ今後農地として利用する見込みがない農地を除外できることから、①現状及び課題欄の、うち緑区分の遊休農地面積31ヘクタールから、傾斜地や狭小地、囲繞地などを除外して、26ヘクタールといたしました。そして、この26ヘクタールの5分の1である5ヘクタール

を、緑区分の遊休農地の解消目標面積として記載しています。

ｂ、黄区分の遊休農地の解消ですが、緑区分とは異なり傾斜地や狭小地、囲繞地などの農地を除外できないため、①現状及び課題欄の、うち黄区分の遊休農地面積4.3ヘクタールをそのまま記載しております。

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針ですが、国の通知では、令和3年度の利用状況調査により判明した黄区分の遊休農地については、都道府県、市町村、農地バンク等と協議し、基盤整備事業の実施など、黄区分の遊休農地の解消のための工程表を策定することを目標とするものとされております。

黄区分の遊休農地の解消に係る工程表のひな型について、現在、国で検討中であり後日示される予定であることから、国から工程表の記載例が示され次第、農水産課、千葉県、公益社団法人千葉県園芸協会等関係機関と協議し、遊休農地解消に向けた工程表を策定すると記載しております。

イ、新規発生遊休農地の解消についてですが、こちらは農林水産省経営局農地政策課が作成した『農業委員会による最適化活動推進等について』に係る質問への回答について」という文書があるのですが、そちらにより、令和4年度は目標設定が不要なことから空欄にしています。

では、次のページに移りまして、(3)番、新規参入の促進について説明いたします。

①現状及び課題については、現状が、令和元年度から令和3年度の実績に基づいて、令和元年度新規参入者は1経営体0.4ヘクタール、令和2年度新規参入者は0経営体0ヘクタール、令和3年度新規参入者は2経営体1.3ヘクタールと記載し、課題は昨年度に引き続き、「新規参入者の希望条件に合った農地を見つけることが難しい、別段の面積の検討等、農業委員会としての方針や具体的な取組を検討していく必要がある」と記載いたしました。

②目標については、国の通知では、農業委員会は農地の所有者から新規参入者に対する貸付け等を行うことについて同意を得た農地を取りまとめて公表するものとし、当該農地の面積が、平成28年度から平成30年度までの各年度において権利の設定または移転が行われた農地の面積の平均の1割以上となることを目標として設定するものとされております。そのため、権利移動面積については、平成28年度から平成30年度の農地の権利移動・借賃等調査の結果に基づいて記載し、平成28年度は1.3ヘクタール、平

成29年度は7ヘクタール、平成30年度は10ヘクタールとなり、3年間の平均が10ヘクタールとなります。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積として過去3年度の権利移動の面積の平均の1割以上を目標として設定するものとされていることから、目標面積を1ヘクタールとしています。

それでは、引き続き2番、最適化活動の活動目標について説明いたします。

(1)番、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標でございます。1人当たりの活動日数を月10日としております。実際、推進委員の皆様につきましては、4月から活動を開始していただいております、毎月10日前後で現場活動を実施していただいております。

続きまして、最適化活動を行う農業委員の人数は0人、農地利用最適化推進委員の人数は現状の定数13人と記載しております。

この最適化活動を行う農業委員の人数を0人と記載しておりますが、あくまで推進委員の方々は現場活動が中心と役割分担を明確にするために切り分けているだけであり、農業委員の皆様につきましても、推進委員の皆様が活動する上で必要な支援、例えば農業者との顔つなぎや、農業者から相談を受けた内容を推進委員につないでいただいで一緒に現地調査していただくなど、いろいろな内容があると思います。このような内容を農業委員の皆様にも今後お願いすることになると思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、(2)番、活動強化月間の設定目標でございます。国の通知に基づき、必ず年に3回以上は活動の強化月間を設定するよう求められております。よって、活動強化月間の設定回数につきましては3回と設定させていただきました。

取組の項目につきましては、①が農地の集積に関する事、②が遊休農地の解消に関する事、③が新規参入の促進に関する事、それぞれ1回ずつ行うものとして設定をしております。

強化月間の内容についてですが、まず①番、農地の集積に関する取組として、「農地を借りたい人、担い手のリストを活用し、各地区ごとの担い手の意向把握に努める。」

②番、遊休農地の解消に関する取組として、「利用意向調査を未回答の農地所有者に対し、個別訪問し調査書を回収する。」

③番、新規参入の促進に関する取組として、「農地を貸したい人のリストを活用し、新規参入者への貸付け等について、各地区の農地所有者の意向把握に努める。」

そして、取組時期に関しましては、①番、農地の集積に関する取組は1月、②の遊休農地の解消に関する取組は2月、新規参入促進に関する取組は3月として設定をしております。

事務局

続きまして、(3) 新規参入相談会への参加目標について説明いたします。

国の通知では、農業委員会は都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定するものとされています。今年度は既に参加済であるため、実績を記載しております。来年度以降は、国や県が開催する新規参入相談会等の情報を収集し、参加することを検討しています。

新規参入相談会への参加回数は1回、開催時期は6月21日に実施済、相談会名は新規就農者協議会、参加者は1名で、武藤推進委員が参加しています。場所は船橋市農業センターで行われました。

この協議会には、千葉県からは八千代市を所管する千葉農業事務所と船橋市を所管する東葛飾農業事務所の職員、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会の職員、八千代市の農政課と農業委員会の職員、船橋市の農水産課と農業委員会から武藤推進委員と事務局の職員が参加しています。

事務局からの説明は以上となります。

農政小委員長

ありがとうございました。以上が農政小委員会で作成した案となります。

報告は以上です。

議長

ただいまの農政小委員長の報告に対し、ご意見はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長

なければ、採決いたします。

本議案につきまして、令和4年度の最適化活動の目標を設定することに賛成の方の挙手を求めます。

全員一致であります。よって、そのように決しました。

続いて、事務局より報告がございます。

局長

報告事項(1) 農地法第3条の3の届出に係る受理通知書の交付について、議案書11ページに記載のとおり、1件の届出を受理

いたしました。なお、あっせんの希望はありませんでした。

報告事項（２）農地法第４条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１２ページから１７ページに記載のとおり、８月中に２９件の届出を受理いたしました。

報告事項（３）農地法第５条届出に係る受理通知書の交付について、議案書１８から２２ページに記載のとおり、８月中に１３件の届出を受理いたしました。

以上、報告事項（１）から（３）の届出について、農業委員会事務局規程第７条第１項第１号の規定により、局長専決として受理書を交付いたしました。

報告事項（４）転用許可に伴う工事完了報告について、議案書２３ページから２４ページに記載のとおり、７件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の完了を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（５）農地転用許可後の工事進捗状況報告について、議案書２５ページに記載のとおり、１件の報告書の提出がありました。事務局で現地調査し、工事の進捗状況を確認いたしましたので、千葉県知事宛てに送付いたします。

報告事項（６）農地の転用事実に関する照会について、議案書２６ページに記載のとおり、３件を局長専決として回答いたしました。

報告事項（７）９月１３日に実施いたしました本年度第２回農地パトロールの結果につきましては、お配りした資料のとおりです。当案件について、パトロール後に地権者家族から農地復元したとの連絡があり、事務局にて現地を確認したところ、農地復元を確認いたしました。あわせて「違反転用是正完了届出書」の提出を指導したことを申し添えます。

以上でございます。

議長

以上で、本日予定されました議案審議は終了いたしました。（午後４時１０分）

次に、事務連絡がございます。

事務局

_____ 事務連絡 _____

議長

次に、農業委員だより編成委員会委員長より連絡事項がございます。

農委だより委員長
議長

連絡事項

以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

議長は、午後4時12分第10回農業委員会総会の閉会を宣言した。